



Niigata
Industrial
Creation
Organization

平成 23 年度建設企業経営革新支援事業
NICO 提携保証制度

事業計画の募集案内

平成 23 年4月

財団法人にいがた産業創造機構

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 建設企業経営革新支援事業 | 3 |
| ●制度の目的 | 3 |
| ●応募対象者 | 3 |
| ●助成対象事業 | 3 |
| ●助成金の交付条件など | 4 |
| ●助成対象経費 | 4 |
| ●応募の方法 | 5 |
| ●助成事業認定の決定方法について | 5 |
| ●事業計画の評価基準について | 5 |
| ●助成事業者の義務 | 6 |
| ●助成事業認定後のスケジュール | 6 |
| ●申請から助成金支払いまでの流れ | 7 |
| NICO 提携保証制度 | 8 |
| ●制度の内容 | 8 |
| ●申請方法及び受付期間 | 8 |
| 助成金の受付相談窓口 | 9 |

建設企業経営革新支援事業

●制度の目的

建設企業、建設関連企業及びそれらのグループが新分野・新市場進出や、新技術・新工法開発等の経営革新に向けて取り組む企画・調査、研究開発、商品開発、販売プロモーションなどの事業に対し、必要な経費への助成支援を行い、新潟県内における建設産業の活性化を図ることを目的としています。

●応募対象者

新潟県内の建設企業、建設関連企業及びそれらを含むグループとし、次のいずれかに該当する者が対象となります。

- (1) 県内に主たる営業所を有する建設業許可業者であって、資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の者又は常時使用する従業員の数が300人以下の者をいう。
- (2) 県内に主たる営業所を有する次のいずれかの登録を受けている者であって、資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の者又は常時使用する従業員が300人以下の者をいう。
 - ア 建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条
 - イ 測量法第55条
 - ウ 地質調査業者登録規定(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条

●助成対象事業

この助成金の対象となる事業は、以下に掲げる経営革新(※)事業です。

- (1) 建設業以外の新分野・新市場への進出を目的とする企画・調査事業、商品開発事業、技術開発・システム開発事業、販売プロモーション事業など。
- (2) 新技術・新工法の開発を目的とする企画・調査事業、商品開発事業、技術開発・システム開発事業、販売プロモーション事業など。
- (3) 合併、事業協同組合・企業組合・協業組合設立などの企業連携を目的とした企画・調査事業、商品開発事業、技術開発・システム開発事業、販売プロモーション事業など。

※この募集案内において「経営革新」とは、新分野・新市場への進出や、新商品・新技術の開発、新サービスの開発や提供等の革新的な取組により、従来の事業構造や収益構造の変革を図るものをいいます。ただし、企業単体によるコスト縮減や工期短縮、生産の合理化等への取組は除きます。

●助成金の交付条件など

| | |
|--------|--|
| 助成金額 | 50～200万円 |
| 助成率 | 助成対象経費の1/2以内 |
| 助成対象経費 | 100万円以上 |
| 助成期間 | 交付決定日から平成24年2月29日 |
| 助成対象事業 | 企画・調査事業、商品開発事業、技術開発・システム開発事業、販売プロモーション事業など |

●助成対象経費

※消費税及び銀行等口座振込み手数料は助成対象経費にはなりません。

| 経費区分 | 助成対象経費 |
|----------------------|---|
| 調査費 | 各種調査分析、図書・資料購入に係る経費 |
| 原材料費 | 原材料及び副資材の購入に要する経費 |
| 構築物、機械装置、 工具器具備品費 | 構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 |
| 外注加工費 | 外注加工に要する経費 |
| 委託費 | 技術指導の受入に要する経費 試験・検査に要する経費 研究(開発)委託、共同研究(開発)委託費、デザイン委託費、設計委託費 |
| 販売プロモーション 費 | 展示会・見本市への出展、販売プロモーションに係る出展小間料、会場借上料、 装飾費、機器のレンタル料、備品費、印刷費、ホームページ作成費 |
| その他の経費 | 研究成果に係る産業財産権のうち、特許法、実用新案法、意匠法に定められた権利を取得するために、弁理士への手続代行費用及び翻訳料等に要する経費。ただし、特許庁に納付される経費(特許出願手数料、審査請求料及び特許料等)、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費は計上できません。 |

●応募の方法

1 応募書類の作成

助成金交付申請書(第1号様式)、事業計画書、事業費明細書を作成してください。なお、事業案内、助成金交付申請書、事業計画書、事業費明細書、記載例は、NICOホームページ(<http://www.nico.or.jp/>)からダウンロードできます。

2 添付書類

応募書類の他に下記書類を添付して提出してください。

- (1) 直近2期分の決算書写し(創業1年以内で決算書が添付できない場合は、法人登記簿謄本の写し)
- (2) 事業の内容がよくわかる説明図等の資料
- (3) 建設業者、建設コンサルタント、測量業者並びに地質調査業者であることを証する書面(許可証・登録証等の写し)

3 応募期間

平成 23 年4月1日(金)～5月 20 日(金)

※応募書類を提出する前に、まずはNICOまでご相談ください。

●助成事業認定の決定方法について

書面審査を通過した事業計画については、審査会でプレゼンテーションを行っていただき、事業認定の採否を決定します。結果は、文書で連絡します。

※プレゼンテーション審査会は6月下旬、助成金交付決定は7月中旬の予定です。

※採択されると、企業名、代表者名、事業テーマ、住所、業種、設立年月、資本金、従業員数、電話番号、採択年度、助成事業の区分を公表いたします。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

●事業計画の評価基準について

申請された事業計画については、以下のポイントを重点に評価を行います。

- (1) 計画の実現性
- (2) 従来事業と新規事業との関係
- (3) 既存技術・商品との競争力
- (4) 市場性

●助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

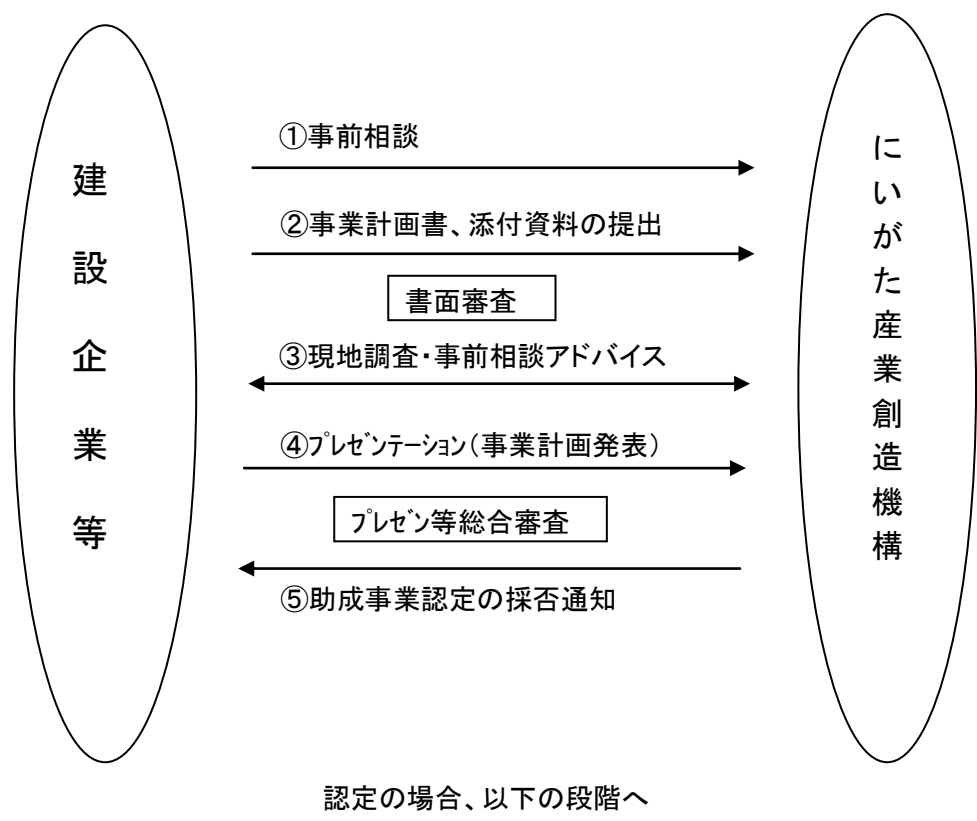
- 1 助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 年度半ばの事業の遂行状況について、遂行状況報告書を提出すること。
- 4 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 6 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を機構に納付する場合あること。
- 7 事業の成果の企業化、事業により取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付する場合があること。
- 8 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 9 事業終了後5年間、各年における助成事業成果の企業化状況を報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

●助成事業認定後のスケジュール

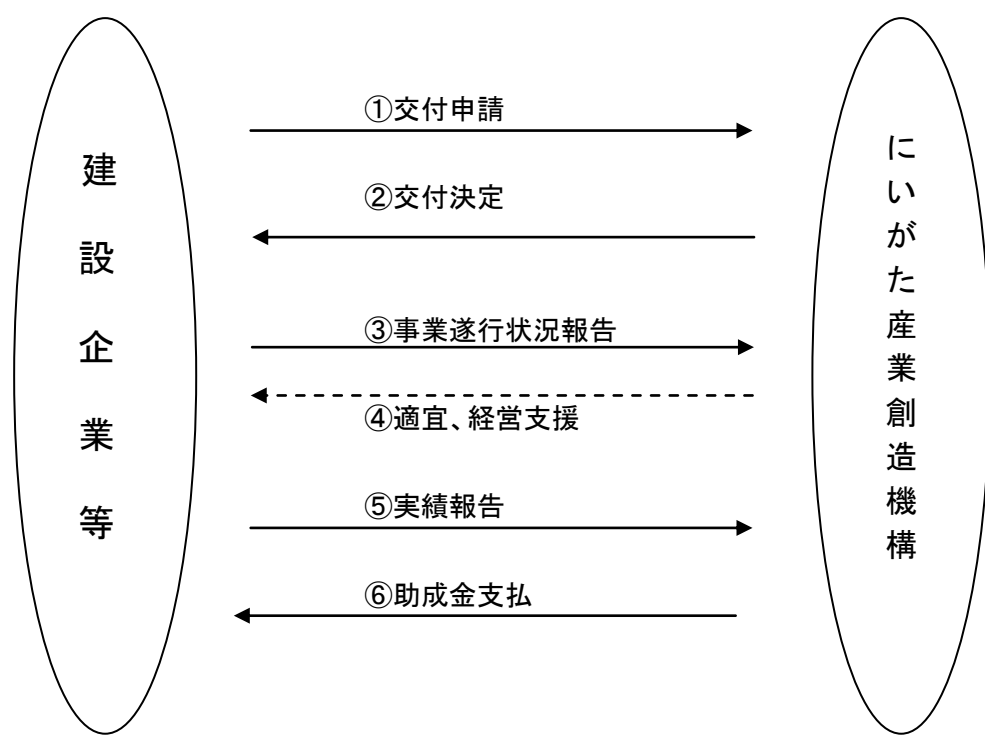
- 1 説明会(内示通知後)
経費の執行方法や事業の進め方をご説明します。
- 2 助成金交付申請書の提出(内示通知後)
- 3 交付決定通知(交付申請後)
交付決定日以降に発注(契約)した物品等が、助成対象となります。
交付決定日前において、発注(契約)した物品等は、助成対象になりません。
- 4 事業遂行状況報告書の提出
事業の進捗状況の中間報告を行っていただきます。随時、現地調査も行います。
- 5 実績報告書の提出(事業の完了後)
- 6 助成金の支払い
助成金の支払いは、原則として実績報告書を確認した後行います。

●申請から助成金支払いまでの流れ

(第1段階)事業計画の提出から助成事業認定までの流れ



(第2段階)助成金交付申請から助成金支払いまでの流れ



NICO 提携保証制度

「建設企業経営革新支援事業」の交付決定者で、にいがた産業創造機構の推薦を受けられる方を対象とした、新潟信用保証協会との提携保証制度です。助成金は、助成事業終了後の清算払いとなりますので、その間のつなぎ資金、または助成事業終了後の事業化のための長期資金の調達を支援する制度です。

●制度の内容など

| 制度の種類 | NICO 提携保証 I (ニコット I) ●つなぎ資金 | NICO 提携保証 II (ニコット II) ●長期資金 |
|-------|------------------------------------|---|
| 資格要件 | 助成金の交付決定を受けた中小企業者で NICO の推薦を受けられる方 | |
| 資金使途 | 助成対象事業に係る運転資金または設備資金 | |
| 保証限度額 | 助成金交付額の範囲内 | 1,000 万円 ※ただし、助成金交付年度においては助成金交付額が上限。 |
| 保証期間 | 助成金支払い予定日まで | 運転資金 5 年 設備資金 7 年 |
| 返済方法 | 分割または一括返済 | 分割返済 |
| 連帯保証人 | 個人事業者の場合は不要。法人の場合、法人代表者(実質経営者を含む) | |
| 担保 | 不 要 | |
| 保証料率 | 保証協会所定料率 | |

●申請方法及び受付期間

保証推薦申込書及び個人情報の提供に関する同意書を記載し、にいがた産業創造機構まで提出してください。申請受付は随時行っています。

助成金の受付相談窓口

本事業の内容や申請に関するお問い合わせ、受付窓口は(財)にいがた産業創造機構 経営支援グループ創業・経営革新チームまでお願いします。

| 受付窓口 | 住所 | 電話、FAX、HP |
|---|---------------------------------------|--|
| (財)にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム | 〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル 9階 | 代表 025-246-0025 直通 246-0051 FAX025-246-0030 http://www.nico.or.jp |